鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

鳥取県立総合療育センター、鳥取県立皆生養護学校（以下「総合療育センター等」という。）の給食調理及び給食調理に付随する業務の委託について、次のとおり受託者を募集する。

1　業務概要

（１）業務名　・鳥取県立総合療育センター給食調理業務
・鳥取県立皆生養護学校給食調理業務

（２）業務内容　鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別添１「鳥取県立総合療育センター給食調理業務委託仕様書」及び実施要領別添２「鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（３）業務期間　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで
なお、契約締結日から令和９年３月 31 日までは準備期間とする。

（４）業務場所　米子市上福原７丁目 13 番３号　鳥取県立総合療育センター
米子市上福原７丁目 13 番４号　鳥取県立皆生養護学校

（５）予算額　128,115 千円
（３年間の額、消費税及び地方消費税の額を含む。）
（内訳）ア　総合療育センター　88,398 千円
イ　皆生養護学校　39,717 千円

注）ア及びイのいずれも管理運営費のみの予算額。なお、総合療育センターについては別途食材料費（予算額： 22,548 千円）を委託額に加えるものとする。また、皆生養護学校の給食に要する食材料費については、幼稚部・中学部・高等部を利用する保護者は直接負担し、小学校部は公費で負担する。今後、国の決定により変更となる場合がある。

2　参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

（３）令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）令和８年 11 月 18 日(水)から同年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

（６）100 床以上の医療施設、介護・福祉施設又は特別支援学校での調理業務を過去３年以内に受託している者であること。

（７）募集の受付期間の最終日から起算して３年前の日までの間に、福祉施設関係給食業務又は学校給食において食品衛生法の規定に基づく罰則を科せられた法人でないこと。

（８）セントラルキッチンを保有していること。

3　評価方法及び選定方法

提案書の評価は、学識経験者等の委員で構成する鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託業者選定プロポーザル審査会）において、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を、実施要領別添３「評価要領」に基づいて評価を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、同点の者が複数存在する場合は、審査会の協議により最優秀提案者を決定する。

また、最優秀提案者以外の者についても総合得点順に順位付けを行う。

４　手続き等

（１）書類の提出先及び問合せ先

〒683－0004　鳥取県米子市上福原七丁目 13 番３号
鳥取県立総合療育センター事務部
電　話　0859-38-2155
ファクシミリ　0859-38-2156
電子メール　sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

（２）鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の交付

実施要領等は、令和８年 11 月 18 日(水)から同年 12 月 18 日（金）までの間にインターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/）から入手することとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア　交付期間及び時間

令和８年 11 月 18 日(水)から同年 12 月 18 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ

（３）参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和８年 12 月 11 日（金）までに別添４「参加意向確認書」を（１）の場所に電話連絡の上、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

（４）質問の受付、回答

ア　実施要領に係る質問は、令和８年 11 月 30 日(月)午後５時 15 分までに質問書（様式自由）にて提出（郵送、ファクシミリ又は電子メールによること、その場合必ず（１）にその旨電話連絡すること。）すること。

イ　回答は、令和８年 12 月７日（月）までにインターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/)においてまとめて閲覧に供する。

なお、回答した内容は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

５　委託料の算定

委託料を管理運営費と食材料費に分け、それぞれ以下に定める額を足した額を委託料とする。ただし、皆生養護学校の食材料費に係る経費については、別に幼稚部・中学部・高等部は保護者が負担し、小学校部は公費で負担するため、委託料から除くこと。

ア　管理運営費　イの食材料費以外の人件費等の経費とする。

管理運営費は定額とし、総合療育センター等の朝食、昼食、夕食のいずれかの食数が年間見込食数の 10%を超えて増減するおそれがあり、業務従事者の配置人数等の変更を要する場合は、双方協議して額の見直しを行うことができるものとする。なお、下記の額を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む。)

総合療育センター	88,398 千円
皆生養護学校	39,717 千円
合計	128,115 千円

イ　食材料費　　給食に用いる食材料の標準的な単価（以下「食材料費の標準単価」という。）は次のとおりとし、この単価に食数を乗じた額とする。（消費税及び地方消費税を含む。）なお、行事食の食材料費のうち、食材料費の標準単価を上回る経費については、管理運営費に含むものとし、行事食の内容については、仕様書のとおりとする。

①　総合療育センター 朝食　　１人１食あたり　365 円
②　昼食
（ア）総合療育センター　　１人１食あたり　515 円
（イ）皆生養護学校　　１人１食あたり　425 円（参考単価）
③　総合療育センター 夕食　　１人１食あたり　515 円

6　全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は以下のとおりとする。
ただし、企画提案書提出期限以外は、状況に応じて前後する場合がある。

（１）調達公告　　令和８年 11 月 18 日(水)
（２）質問期限　　令和８年 11 月 30 日(月)
（３）参加意向確認書提出期限　　令和８年 12 月 11 日(金)
（４）企画提案書等提出期限　　令和８年 12 月 18 日(金)
（５）審査会の開催　　令和９年１月 19 日（火）予定
（６）選定結果の通知　　令和９年１月下旬
（７）見積書の提出　　令和９年２月上旬
（８）契約締結　　令和９年２月中旬

7　企画提案書

（１）提出期間及び時間

令和８年 11 月 18 日(水)から同年 12 月 18 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午後５時 15 分までとし、送付による場合は、令和８年 12 月 18 日（金）午後５時 15 分までに必着とする。

（２）提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

（３）提出先

４（１）に同じ

（４）辞退の場合

企画提案書等提出後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を上記（３）あてに提出すること。

（５）提出書類

次の書類の正本１部と副本 10 部（副本は、複写可とする。）を提出すること。この場合において、企画提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。

ア　企画提案書提出書（様式第１号）
イ　本件業務に関する企画提案書
実施要領別添５「鳥取県立総合療育センター等給食調理業務企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
ウ　示された予定献立表に対する発注計画
実施要領別添６「予定献立表」に基づき、食材料の発注計画を作成し、食材料ごとに一人分分量、規格、使用量、発注量、予定単価、納入業者を記載し、仕様書中「11　給食材料の調達」に留意し、企画提案書６の内容と適合するものであること。

エ　見積書

３年度分の管理運営費の見積書を提出すること。

見積書には、消費税額を含めた契約申込金額を記載すること。（消費税不課税、非課税のものを除く。）課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

また、契約をすることとなった者が免税事業者である場合は、見積り合せ終了後、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。

オ　費用内訳書（様式第２号）

カ　定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

キ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

ク　当該法人等の概要（委託業務のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類（様式第３号）

ケ　当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付されたもの）

コ　100 床以上の医療施設、介護・福祉施設又は特別支援学校での過去３年以内の調理業務実施実績を証する書類。

全国の病院又は医療・福祉施設の調理業務を全面受託している場合の受託実績数並びに米子市近隣の病院又は医療･福祉施設の給食を全面受託している場合の主な受託実績先の名称を示すこと。

サ　応募に係る申立書（様式第４号）

シ　個人情報の管理に係る申告書（様式第５号）

８　プレゼンテーションの実施及び選定結果の通知

（１）プレゼンテーション

最優秀提案者の選定に当たって、プレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時（令和９年１月 19 日（火）予定)、場所、実施方法等は、提案者に別途通知する。

プレゼンテーションは、１者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分）とする。

（２）選定結果の通知、公表

提案者には選定結果を文書にて通知することとし、インターネットの鳥取県立総合療育センターホームページ(https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/）でも公表する。

なお、選定結果の公表は、提案者に選定結果を文書で通知した日以降とする。

９　契約に関する条項

（１）契約の締結

ア　最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、３により順位付けられた点数の上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

イ　７の企画提案書の一部又は全部を契約書の添付書類とする場合がある。

ウ　総合療育センターと皆生養護学校それぞれ個別に契約を行うこと。

（２）契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある

（３）契約の解除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、鳥取県が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に契約を解除するときは、受託者は違約金として契約期間の管理運営費と、仕様書別表２（１）で定める見込み食数の３年度分に食材料費の標準単価を乗じて得た額との合計金額の10分の１に相当する金額を県に支払わなければならない。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った　と認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10　添付資料

（１）鳥取県立総合療育センター給食調理業務委託仕様書（別添１）
（２）鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託仕様書（別添２）
（３）評価要領（別添３）
（４）参加意向確認書（別添４）
（５）鳥取県立総合療育センター等給食調理業務企画提案書作成要領（別添５）
（６）予定献立表（別添６）

11　留意点

（１）募集内容に対する承諾
　提案者は、書類の提出をもって本実施要領の記載内容及び条件等を承諾したものとみなす。

（２）企画提案書の変更
　提出された企画提案書の変更は、誤字・脱字の修正以外はできないものとする。

（３）企画提案書の取り扱い
　提出された企画提案書は返却しない。

（４）書類の追加提出等
　県が必要と認めた場合は、書類の追加提出を求める場合がある。また、企画提案書に疑義がある場合は、提案者へ直接メール又はファクシミリにて照会する。

（５）提案者の無効要件
　次のいずれかに該当する場合は、原則として当該提案者は無効とする。

ア　提出期限を過ぎてから企画提案書の提出があった場合
イ　企画提案書に虚偽の記載があった場合
ウ　実施要領に違反すると認められた場合

（６）参加費用
　このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（７）著作権の取扱い

ア　最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ　最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ　県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（８）情報公開の取扱い

提案者は、提案書が鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第２号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。